

さくら市農業委員会総会議事録（令和7年10月定例総会）

1. 開催日時 令和7年10月24日（金）午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	輕部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	輕部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第4号農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第5号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村松 貞往
副主幹兼係長 小倉 真理
主査 高野 洋
主事補 小竹 敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻になりました。

本日の出席委員は 19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

みなさんこんにちは、お忙しい中ご苦労様です。全国農業新聞によりますと、全国1万9千地区で今年の3月までに地域計画が策定されました。しかし、そのうち約10%が10年後の目標地図に担い手で色分けができたそうですが、残りの約が90%が現状で色分けしてます。本日も地域計画の変更が係りますが、新聞では変更という言葉を使わず地域計画のブラッシュアップと言っています。より洗練された地域計画を目指してくださいといったことが書かれておりました。それには、皆様の御助力が期待されますのでよろしくお願ひいたします。

ただいまから、さくら市農業委員会10月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第1調査会の委員長からお願ひいたします。

○1番 古澤一郎 委員

第1調査会は今回案件がありませんので、他の調査会の議案を審議したいと思います。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第2号2件、計3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第2号2件、第5号1件、計4件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号6件、第2号1件、第5号1件、計8件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

3番「小菅 和彦」委員、5番「田崎 次男」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

《議案1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第1号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要

件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図1－1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲渡人〇〇さんから、譲受人◇◇株式会社が土地を借りて規模拡大をするという案件です。会社〇〇県なのですが、あちこちの荒れている農地を探しては規模拡大をしているといったような話を聞きました。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認し何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案1－2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第1号 番号2番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○14番 小堀 義明 委員

案内図1－2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この申請は、贈与者と譲受者は親戚関係にある案件になります。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地を確認しており、問題ないと考えております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入れます。

議案第1号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案1－3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第1号 番号3番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしております、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図1－3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

登記簿は田でありますが、現状的には畑として使われている土地であります。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しております。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号3番については、原案どおり承認されました。

『議案1-4・1-5・1-6・1-7・1-8』

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号4番から8番については、同一事業者への売買による所有権移転でありますので一括審議とさせていただきます。

では、議案第1号 番号4番 から8番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第1号 番号4番 から8番について、朗読して説明。)

法人の農地法3条許可について、補足説明いたします。

譲受人である株式会社〇〇〇が農地法第2条第3項に規定される農地所有適格法人として適切か否かの審議が必要となります。

これより、申請法人の状況を説明いたしますので、農地所有適格法人として認められるか否か、また、あわせて農地法3条許可についての審議をよろしくお願ひいたします。なお、申請法人につきましては、さくら市では初めてですが、既に◇◇町、□□町にて農地を所有しており、◇◇町、□□町において農地所有適格法人として認められていることを申し添えます。

補足資料を見ながら説明させていただきます。

はじめに、農地所有適格法人として認められるためには、農地法第2条第3項に規定される「法人形態要件」「事業要件」「構成員要件」「役員要件」の4つの要件を満たす必要があります。

要件1つ目「法人形態要件」ですが、法人形態が農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであることが要件となっております。

株式会社〇〇〇は令和〇年〇月〇日に設立された株式会社であり、これは履歴事項全部

証明書、定款から確認済みです。

よって、「法人形態要件」については満たしていると判断します。

続きまして、要件 2 つ目「事業要件」です。農地法第 2 条第 3 項では「主たる事業が農業」であることが要件として規定されています。また、主たる事業が農業および農業関連事業か否かの判断基準は、「その判断の日を含む事業年度前の直近する 3 か年におけるその農業に係る売上高が、当該 3 か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否か」によるとされています。

申請法人の主な事業が農業であることは履歴事項全部証明書や定款から確認済みです。また、農業に該当しない事業の売り上げが過半を占めないことも確認済みです。

よって「事業要件」については満たしていると判断します。

次に、要件 3 つ目の「構成員要件」です。農業関係者が総議決権の過半を占めることが要件として規定されています。

株式会社〇〇〇の議決権の過半数を農業常時従事者が占めていることは、「農地所有適格法人としての事業等の状況」と「同族会社等の判定に関する明細書」から確認済みです。

よって「構成員要件」については満たしていると判断します。

続いて、要件 4 つ目「役員要件」です。

内容としては、「法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事する構成員であること」「役員又は法人の農業について権限と責任を有する重要な使用人の内 1 人以上が法人の農作業に従事すること」これら 2 つを満たすことが要件となっております。

役員は、代表取締役〇〇〇〇となっていることは定款に定められており、確認済です。また、役員の農業従事日数が年間 150 日以上であることも確認しておりますので、農業の常時従事者が役員の過半を占めていることから、「役員要件」は満たしていると判断します。

以上のことから、株式会社〇〇〇は農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると判断します。

農地所有適格法人としての要件のご説明は以上となります。また、3 条許可の要件である全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件に関しては、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○7 番 高木 るみ子 委員

案内図 1 – 4 ~ 8 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請された農地は、数年来作付されていないような農地であります。取得の後は、水稻、麦、大豆のうち適したものを作付け予定となっております。

19 日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地及び書類を確認しております。問題はないと思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○14番 小堀 義明 委員

ちょっと聞きたいのですが、この株式会社〇〇はさくら市だけではないとのことですが、全体ではどれくらいの農地を耕作、もしくは所有しているのでしょうか。

○事務局(小竹)

株式会社〇〇が土地を所有しているのは、◇◇町と□□町となってり、取得前が*****m²、今回の取得後で*****m²となります。

○14番 小堀 義明 委員

2町でそんなに少ないんですか。

○事務局(高野)

補足説明させていただきます。株式会社〇〇は、関連会社として□□□というこの付近で営農型太陽光をやっている会社があります。耕作については協力しながらやっていくようあります。また、農業用機材については□□□のものを利用して、作業は株式会社〇〇の社員が行う計画と聞いています。

株式会社〇〇は、土地を取得して事業を行っていくことがはじまったばかりの事業者で、◇◇町と□□町で農地を取得し、今回さくら市の土地を取得するとい計画のようです。

○14番 小堀 義明 委員

現在、耕作していないような土地を買い取って利用していく中で、農地が点在していたり、従前の農地が少ないものですから本当に今後耕作していけるのかが心配だったので質問させていただいたところです。

○議長(七久保)

外に質問はありますか、ないようですので、まず、株式会社〇〇〇が農地所有適格法人としてふさわしいかについて採決に入ります。

株式会社〇〇〇を農地所有適格法人として認められるという方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、株式会社〇〇〇は農地所有適格法人として承認されました。

つづきまして、議案第1号 番号4番 から8番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号4番 から8番については、原案どおり承認されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案2－1》

○議長(七久保)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存敷地の拡張 既存施設の面積の2分の1を超えないもの」でありますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図2－1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、お父さん所有の土地を借りて進入路とカーポートを設置する案件であります。

転用行為の必要性自宅と新居の間は徒歩に限られておりましたが、新居への車の乗入れには、市道から農地の間に進入路が必要となりました。土地選定理由としては、申請地は自家用野菜を栽培しており、これ以外使途を見込んでおらず、平坦地、計画上の敷地面積も確保され、隣接宅地への通路も確保できたため選定いたしました。

土地利用計画は、次のページの土地利用計画図を見てもらうとよくわかるかと思います。敷地内は砂利敷きいたします。雨水は自然浸透の処理を施します。取水・排水はありません。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策は特に問題はありません。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案2－2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約3.8haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○19番 軽部 喜一 委員

案内図2－2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、以前地域計画の除外が受理された案件であります。譲渡人○○さん、譲受人株式会社○○による太陽光発電設備設置に伴う売買の案件になります。

太陽光パネル設置にあたり、陽当たりは良く周りに民家も無いという状況であるためここが選定されたと思われます。太陽光パネルは、****枚設置します。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策ですが、四方は雑種地または進入路で○○さんの土地で管理もされておりますので何ら問題ないと考えております。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地

確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようすで、採決に入ります。

議案第2号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案2-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号番号3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業従事者の就業の機会の増進に寄与する施設」として、農業従事者の雇用計画及び株式会社〇〇〇とさくら市との雇用協定書が添付されており、土地の選定経過書により代替性の確認もとれていますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○9番 手塚 智枝子 委員

案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、令和4年に農振除外の許可が出されているものになります。

転用目的は店舗になります。賃借権の設定で権利の存続期間は40年になります。転用行為の必要性といたしましては、当社は、現在**都道府県に****店舗を展開しております。目指すべき方 向性は、特に資材・建材、金物・工具、園芸・農業用品の分野において、お客様に貢献出来る店を目指しております。国道***号沿線は田園地帯が多く、農業資材を

扱う当社において、多くの需要が見込めます。さくら市〇〇において営業を行っておりましたが、規模拡大を行う事が見込めず閉店し、今回の申請地に***坪の店舗規模の拡大を計ることとなり、お客様のニーズに対して供給責任を果たすことが早急に必要であると判断し、申出に至りました。

土地の選定理由としては、選定条件を定めさくら市内において探したところ、立地条件に合った今回の用地を選定いたしました。

土地利用計画としては、店舗敷地、駐車場、通路、緑地として利用いたします。進入路といったしましては、誘導経路については、北側国道***号から左折進入、左折アウトの誘導が原則となります。西側市道は、生活道路のため誘導経路には設定していないため一般車両出入口として利用をします。取水・排水計画、取水は、さくら市上水道より取水。生活排水は、合併処理浄化槽を設け〇〇〇管理水路へ放流します。雨水排水は、周囲をL型擁壁で囲み地下貯留調整池流します。最終的には1級河川〇〇川に放流します。

造成計画は、国道***号から氏家土地改良区管理水路部分にボックスを設置し、敷地に進入します。敷地は1.5m盛土し周囲をL型擁壁で囲います。

周辺農地への被害防除対策として、北側は国道***号に隣接しており影響はありません。建物の高さは1階建て**mであり、東側農地・西側農地・南側農地については4.5m離隔を取るため、日照・通風の影響は軽微です。なお、転落防止策を講じますが日照・通風への影響を少なくするため、フェンスを設置します。

(資金計画は記載省略)

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案2-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号 番号4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一委員

案内図2-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請地は、南側・東側は道路で、西側は宅地、北は駐車場に含まれた宅地であります。転用行為の必要性、譲受人○○は、現在、○○市ある□□株式会社、○○は、△△市にある株式会社◇◇にそれぞれ勤務し、▽▽市の賃貸住宅において2人で生活しています。今後、家族が増えることを考えると、現住居では手狭になることが明らかであることから、申請地を取得し自己用住宅を建築したく申請に至りました。

土地の選定理由、申請地は、氏家の用途地域内にあり、国道***号線に接続しやすいことから、お互い通勤に便利です。更に、比較的近傍に大型ショッピングセンターがあり、生活面においても適しています。また、周辺は住宅街が形成されていることから、集団的農地を浸食する恐れは無い事から最適地であると考え選定しました。

土地利用計画、建物、木造平家建、さくら市公共上水道に接続、雨水の処理、敷地内浸透処理、接道、南側市道から乗入。土地の利用計画の詳細は、別紙土地利用計画図のとおりです。

(資金計画は記載省略)

周辺の農地への被害防除対策、南側・東側は道路、西側は宅地、北は駐車場。被害防除策、南側・東側は道路で、東側には境界ブロック+フェンスを設置します。また、西側には隣接地のブロック積、北側にも隣接地の境界ブロック+フェンスがあることから、この転用による土砂の流出等、周囲の農地・土地への影響は無いと考えられます。

16日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案2－5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第2号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号 番号5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれていますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図2－5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

本申請地は、先月、地域計画の変更で承認を受けた土地であります。

この土地につきましては、東側が農地、西側が国有地を挟んで道路、南側も道路、北側が国有地を挟んで農地という場所になります。

この案件につきましては、譲受人○○さんが、◇◇さん・△△さんに一般住宅への転用を目的とした売買になります。

転用行為の必要性といたしましては、◇◇さんと△△さんは別々の場所に住み、互いの居所を行き来する生活をしていますが、今後、家族が増えることを考え、自己用住宅の確保が優先であることから、今回の転用行為に至ったものであります。

土地の選定理由としては、国道・県道に接続しやすいことから通勤に便利で、比較的近隣に日用品店舗があり、生活面においても適していることが選定の理由になります。また、周辺はある程度集落が形成されていて、隣接する農地に注意を払えば、集団的農地を浸食する恐れは無い事から最適地であるとのことです。

土地利用計画は、一般住宅木造2階建であります。そして駐車場○台を確保したものです。給水につきましては、さくら市公共上水道に接続。排水につきましては、合併浄化槽処理後さくら市道側溝に放流。雨水の処理は、敷地内浸透処理となります。

(資金計画は記載省略)

周辺の農地への被害防除対策はとしましては、建物の西側・北側には宅地境界塀を設置します。また、宅地境界塀を設置しない北側部分と東側は法面で、南側は道路であることから、この転用による土砂の流出等、周囲の農地・土地への被害は無いと考えられますが、十分に注意を払うとのことであります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号5番については、原案どおり承認されました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案3》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第7号 公告予定年月日は令和7年11月28日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画（公社）32件です。内容は、利用権から農地バンク移行分28件と、中間管理から農地バンク移行分4件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第3号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

《議案4》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題に供します。
それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第4号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第4号番号2番について、朗読して説明。)

なお、この議案の承認後、農業委員会は、農用地利用集積等促進計画の内容が、地域計画の達成に資するかどうか、市農政課に意見照会し、その回答を栃木県農業振興公社へ提出することになっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第4号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号については、原案どおり承認されました。

議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

《議案5-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第5号 番号1の1番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第5号 番号1の1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」でありますので、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性があるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

住宅用地として申請されたものになります。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号1の1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号1の1番については、原案どおり承認されました。

《議案5-1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号1の2番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第5号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約2.4haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○16番 小川 圭一 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

現在は耕作されていない農地に太陽光発電を設置するものであります。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求める

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

《議案5-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

「2 農業担う者の変更について」をご覧ください。この審議は、先程の「議案第3号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるものであり、農業担う者への新規追加者が4件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号2番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号3番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後2時40分）